

秘密保護法 解説

第6回 「特定秘密保護法」を廃止に！

秘密保全法案対策本部委員 中本 源太郎 (28 期)

*本連載のタイトルはこれまで「秘密保全法 解説」でしたが、法律の名称に合わせて今回より改題しました。

臨時国会会期末の2013年12月6日、特定秘密保護法が可決されました。審議が進むに連れてその危険性がますます明らかとなり、憲法学者、刑事法学者、マスコミ、ジャーナリストなどが次々に反対の声を挙げ、日増しに国民の反対の声が多くなっていったなか、採決が強行され法律が成立しました。

東京弁護士会はこの法案が閣議決定されるや直ちにこれに反対する会長声明を発し、秘密保全法案対策本部で数次に亘るシンポジウムを開催、さらには有楽町での菊地裕太郎会長を先頭にしたりレートークとチラシ配布などの街頭宣伝活動にも取り組んできました(本誌22-23頁に記事掲載)。臨時国会では、政府与党が一部野党を巻き込んで修正協議を進め、会期末ギリギリの12月6日の深夜、強行採決したものです。この段階で、改めてこの法律の危険な内容について確認しておく必要があります。

- ① 「特定」秘密といいながら、指定される秘密の範囲が広範且つ不明であり、その適正を確保する基準がないので、国民に知られたくない不都合な事実(違法秘密も含む)も国民の目から隠されてしまう(何が秘密かも秘密)。
- ② 漏洩だけでなく、取得行為をも処罰する(最高懲役10年の重罰)ので、報道関係者や公開を求める国民の正当な発言さえも処罰される可能性があり、萎縮効果が大きく、国民の知る権利が著しく制約される。
- ③ 「政治上の主義主張に基づいて国家もしくは他人にこれを強要する行為」までもがテロ行為と定義されており、例えば、反原発を訴える市民活動なども監視の対象とされる恐れがある。
- ④ 秘密に接近しようとする行為は、既遂・未遂を問わず、教唆・扇動、共謀まで実行行為と独立して

処罰の対象とされており、近代刑事法の原則から逸脱している(ネットへの書き込みまで扇動とされる恐れあり)。

- ⑤ 国会議員の国政調査権も行政機関の秘密指定の制約下に置かれる(漏らせば処罰される)。
- ⑥ 刑事訴追された場合、いかなる秘密を漏洩し、あるいは取得しようとしたのが被疑者・被告人には明らかにされないまま裁判が行われる恐れがある。
- ⑦ 公務員に限らず、秘密取扱者はその「適性評価」によりプライバシーが著しく侵害され、丸裸状態で監視下に置かれる。

このように、主権者国民の目、耳、口を塞ぐ問題だらけの法律はまさに民主主義を破壊します。どうしてこのような法律の制定が急がれたのでしょうか。その鍵は、同じ国会で成立した国家安全保障会議(日本版NSC)設置法等の改正と密接な関連があります。日本版NSCは外交、防衛に関する司令塔として各省庁から情報を集中し、アメリカとの軍事情報を共有する組織として構想されており、そのためにはアメリカと同等の包括的の秘密保護体制を作られることを求められています。それが特定秘密保護法です。このように、特定秘密保護法は日米軍事一体化・集団的自衛権行使と密接な関わりがあり、その先には、国家安全保障基本法の制定が予定されています。このまま進めば、憲法の明文改正を待たず、事実上の改憲(集団的自衛権行使、武力行使容認)が行われたのと同じ結果となり、わが国が再び『戦争のできる国』になってしまいます。

あまりにも問題の多い特定秘密保護法、弁護士会としては今後も廃止を目指して活動を続けるべきではないでしょうか。